

下津消防署整備基本計画

令和7年6月



海南市消防本部

目 次

はじめに	1
計画の目的	1
第1章 現状と課題の整理	1
1 消防本部の体制	1
2 消防署所の配置状況	2
3 下津消防署の概要	2
4 職員の配置状況（令和7年4月1日現在）	3
5 火災件数の推移	4
6 救急出動件数の推移	4
7 庁舎に関する課題	5
8 立地に関する課題	6
第2章 新庁舎設備の考え方	7
1 基本理念	7
2 基本方針	7
第3章 新消防庁舎の施設計画	8
1 体制	8
2 基本的な考え方	8
3 規模と構造	8
4 施設整備の考え方	8
5 構成施設概要	9
第4章 計画対象範囲と概要	10
1 計画対象範囲の選定	10
2 計画対象範囲	10
第5章 事業計画	11
1 概算事業費及び財源	11
2 想定スケジュール	11

はじめに

計画の目的

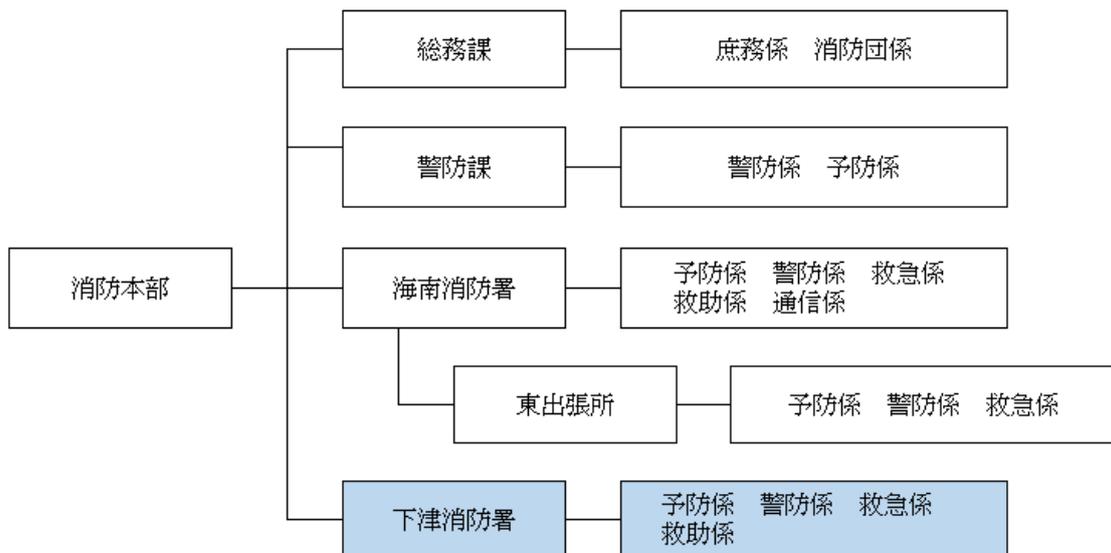
消防署所には、平時の消防・救急業務に加え、大規模災害等の非常時には応急活動の中核を担う防災拠点としても重要な役割があることから、発災時であっても継続的に消防機能を維持できるよう、計画的に整備する必要があります。

また、平時における消防需要に対応した適正かつ効率的な消防体制を構築するためには、社会環境の変化に対応した施設の整備を行う必要があります。

このような観点から、本計画は、本市の下津町地域の消防機能を担う新庁舎に求められる役割と機能等について具体的な検討を行い、今後の設計や工事を進めるうえでの指針として策定するものです。

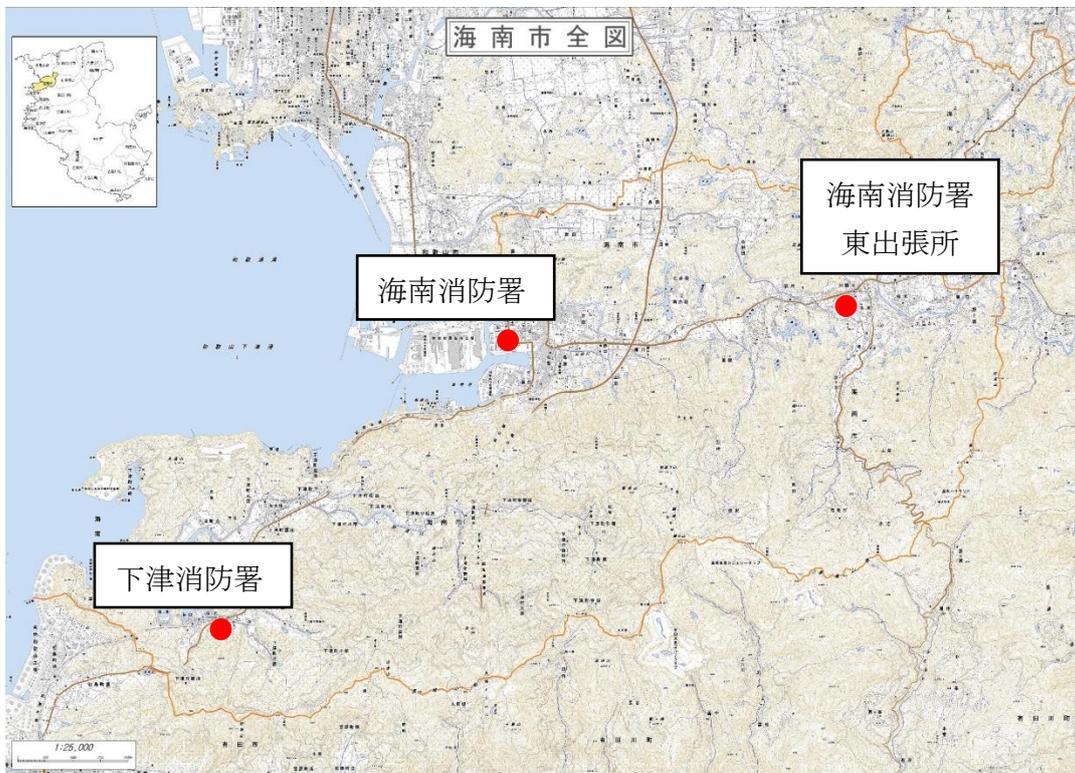
第1章 現状と課題の整理

1 消防本部の体制



2 消防署所の配置状況

本市における消防署所は、海南消防署（消防本部併設）、海南消防署東出張所、下津消防署で構成されています。（図－1）



（図－1）

3 下津消防署の概要

（1）庁舎概要

庁舎概要は次のとおりです。

建築年月	昭和 55 年 1 月
構造	鉄筋コンクリート造 3 階建
延床面積	1405 m ²
敷地面積	1385.18 m ²

（2）管轄区域

管轄区域
下津町下津、下津町小畑、下津町上、下津町小原、下津町鯉川、下津町丸田、 下津町黒田、下津町丁、下津町方、下津町大崎、下津町塩津、下津町大窪、 下津町沓掛、下津町市坪、下津町橋本、下津町小松原、下津町青枝、下津町中、 下津町小南、下津町梅田、下津町下、下津町曾根田、下津町引尾、下津町興、 下津町百垣内、下津町笠畑

(3) 消防車両の配置状況

	種別	車名	車両サイズ (c m) 長さ×幅×高さ
1	普通ポンプ車	下ポンプ 1	584×192×290
2	化学車	下化学 1	665×222×271
3	タンク車	下タンク 1	670×246×275
4	支援車	下支援 1	557×199×302
5	救急車	下救急 1	566×189×249
6	救急車	下救急 2	562×189×250
7	軽積載車	下軽積 1	339×147×197
8	搬送車	下搬送 1	469×169×224
9	広報車	下広報 1	458×169×198

4 職員の配置状況 (令和7年4月1日現在)

消防本部及び消防署所における職員の総数は89名であり、各部署への配置状況は以下のとおりです。

消防本部	消防長	次長	総務課	警防課		総数
配置職員数 (うち女性の人数)	1 (0)	1 (0)	11 (1)	5 (1)		18 (2)

消防署	海南消防署	海南消防署 東出張所	下津消防署	総数
配置職員数 (うち女性の人数)	33 (2)	16 (0)	22 (0)	71 (2)

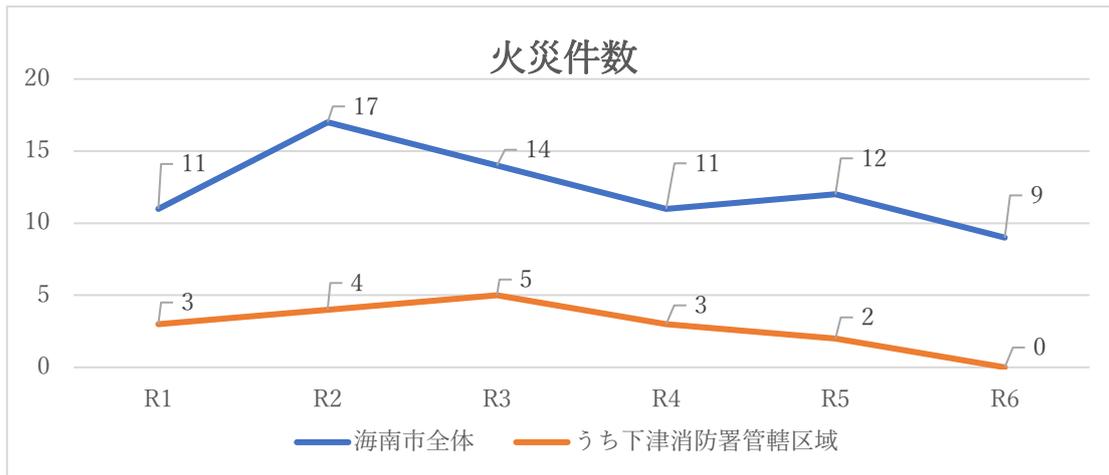


下津消防署	署長	警防第一班	警防第二班	警防第三班	総数
配置職員数 (うち女性の人数)	1 (0)	7 (0)	7 (0)	7 (0)	22 (0)

5 火災件数の推移

本市の年間火災件数は、令和元年から令和6年までの6年間における平均で12.3件となっており、例年おおむね12件前後で推移しています。(図-2)

消防庁が発表している消防白書(令和6年版)では、出火率(人口1万人あたりの出火件数)は全国平均で3.1件、和歌山県平均で3.7件であるのに対し、本市の過去6年間平均の出火率は2.5件であり、全国の平均値及び和歌山県の平均値を下回っています。

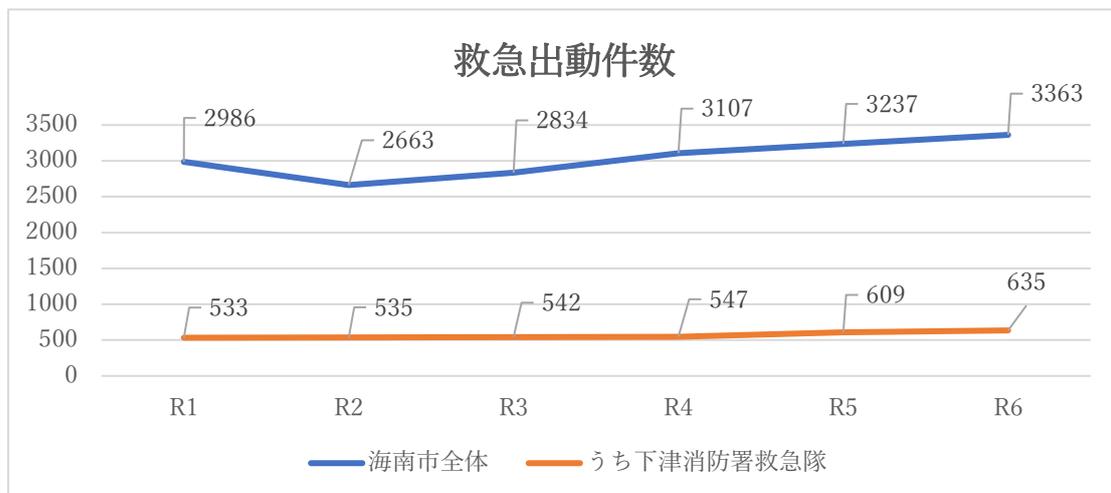


(図-2)

6 救急出動件数の推移

令和元年から令和6年までの6年間において、本市の救急出動件数は2,600件から3,400件までの間で推移しており、下津消防署救急隊は、そのうち約2割を担っています。(図-3)

下津消防署の管轄区域の人口は本市の人口全体の約2割を占めていることから、救急出動件数は市全体の人口比で比較しても大きな違いはなく、人口や消防需要を考慮してバランスよく配置されていると考えられます。



(図-3)

7 庁舎に関する課題

(1) 老朽化

下津消防署は昭和 55 年の建設から 45 年が経過しており、建物本体や電気設備等の老朽化が進んでいます。

(2) 耐震性

下津消防署は平成 18 年の耐震改修により、IS 値は 0.75 ありますが、防災拠点として必要な IS 値 0.9 を下回っており、防災拠点としての基準を満たしていません。

(3) 衛生設備

消防・救急活動に従事する消防職員は、身体汚染や感染症などのリスクにさらされることがありますが、現庁舎の設備では活動後の汚染された被服や身体を洗浄するための設備が十分とは言えない状態です。

また、消防職員間の感染症等の蔓延を防ぐためには、仮眠室を個室化することや、浴室の設備等を機能強化するなど、衛生設備の改善が必要な状況です。

(4) 女性の働きやすい職場環境の状況

近年では、全国各地で女性消防職員が活動していますが、現庁舎には女性用の設備が整備されていないため、配属ができない状況にあります。

女性が活躍しやすい環境をつくることを目的とした女性活躍推進法の趣旨を踏まえ、女性が働きやすい環境の整備が必要です。

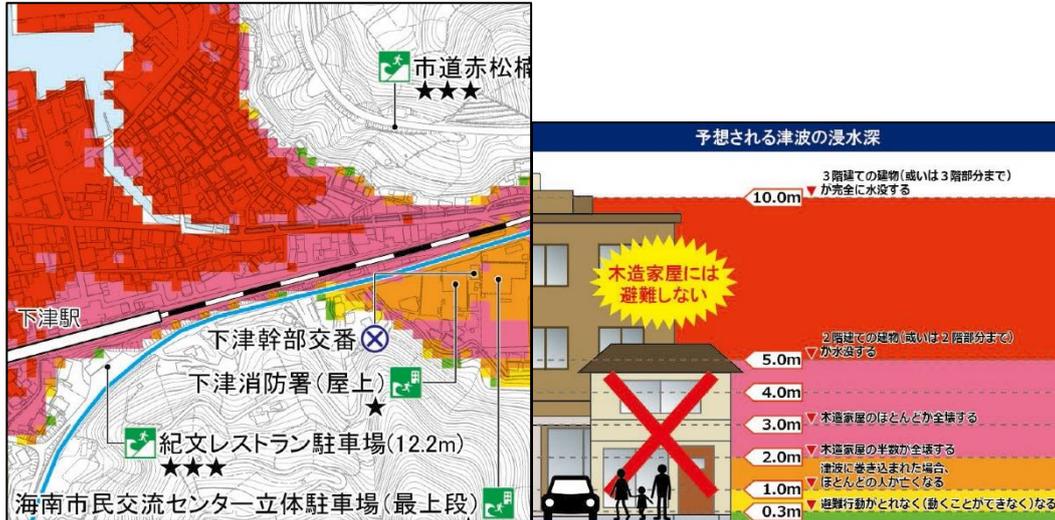
(5) バリアフリーの整備状況

現庁舎には、高齢者や障害者など様々な方が各種相談、届出等の目的で来庁されますが、公共施設に求められるバリアフリーに対応できていない状況です。今後は、来庁者目線でのバリアフリー化に取り組む必要があります。

8 立地に関する課題

(1) 津波浸水想定区域

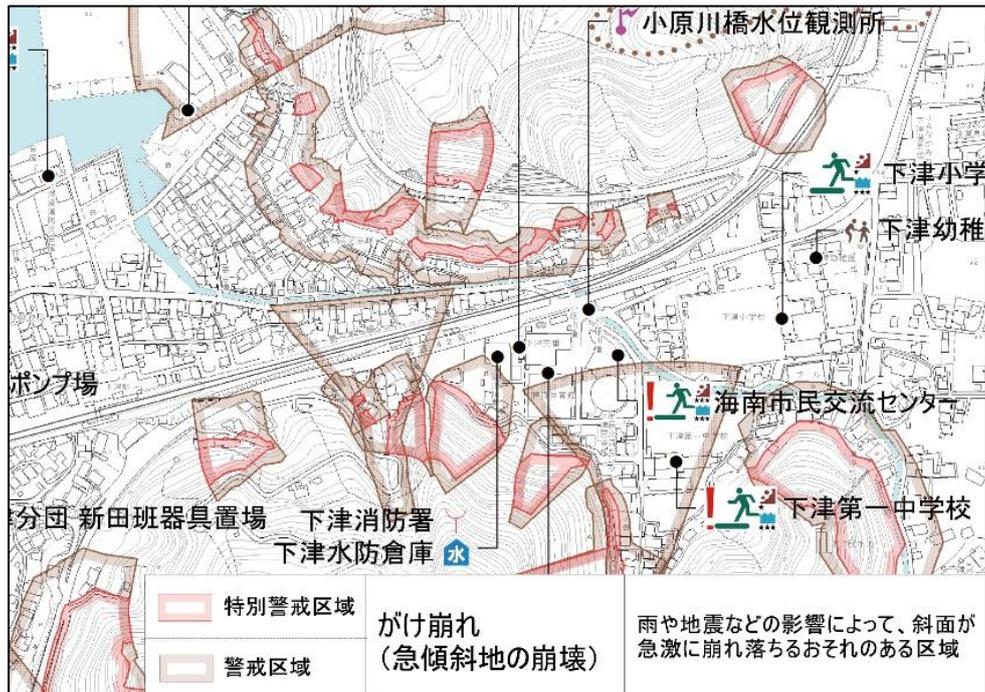
下津消防署は、津波浸水想定区域内に位置し、津波が発生した場合に予想される津波の浸水深は最大2mとなっており、防災拠点としての機能を十分に果たすことができないおそれがあります。(図-4)



(図-4)

(2) 土砂災害警戒区域

下津消防署は、土砂災害警戒区域に位置しており、防災拠点としての機能を十分に果たすことができないおそれがあります。(図-5)



(図-5)

第2章 新庁舎整備の考え方

1 基本理念

下津町地域における消防庁舎建設にあたっては、下津町地域の防災拠点として求められる耐震性能の確保に加え、津波浸水想定区域外かつ土砂災害警戒区域外へ移転を行うことにより、防災拠点としての機能を最大限に発揮できるものとします。

また、地域防災力の向上と災害に強いまちづくりを推進し、いつ起きるとも限らない大規模災害への備えなどの消防に求められる役割を十分に果たし、将来にわたる市民ニーズに対応することを目指します。

2 基本方針

(1) 地域の防災拠点となる庁舎

大規模な地震または風水害が発生した場合においても、下津町地域の防災拠点としての役割を果たせるよう、耐震性・耐久性を確保するとともに、非常用電源設備や消防本部のバックアップ機能を有した自家給油施設を備え、自立して業務継続可能な備蓄倉庫を備えた地域の防災拠点となる庁舎とします。

(2) 機能性に優れた庁舎

庁舎内を出動エリア、外部接触エリア、生活エリアにゾーニングすることで、災害出動時に消防職員と来庁者が交錯せず迅速な緊急出動が可能となる消防活動の動線の確保や、感染症業務に従事した救急隊員の隔離等による消防職員間の感染症等の蔓延防止対策が可能となります。

各エリアの効用が高められる空間構成にすることで、安全、迅速、確実な業務遂行が可能な機能性に優れた庁舎とします。

(3) 誰もが使いやすい庁舎

来庁者目線でのユニバーサルデザインを採用し、各種相談や届出及び講習会等で庁舎を訪れる市民が利用しやすい施設設計とします。

また、24時間体制で勤務する消防職員が休憩する際のプライバシー確保のための環境を整備するとともに、今まで勤務することができなかった女性の生活環境を整備することで、誰もが使いやすい庁舎とします。

(4) 環境にやさしい庁舎

太陽光発電などの自然再生可能エネルギーの活用や、省エネルギー機材の導入により、運用に必要なエネルギー消費を極力抑えた環境負荷の少ない庁舎とします。

第3章 新消防庁舎の施設計画

1 体制

下津町地域における今後の人口規模をはじめ、近年の出動件数や将来的な有田海南道路の開通などを見据えた体制とします。

(1) 配置係

新消防庁舎には予防係、警防係、救急係の3つの係を配置します。

(2) 配置人員

1当務ごとに署長を除く6名の職員を配置します。

(3) 配備車両

新消防庁舎には普通ポンプ車1台、化学車1台、救急車1台、軽積載車1台、搬送車1台、広報車1台を配備します。

2 基本的な考え方

消防庁舎の特殊性に鑑み、次の機能について包括することを条件とします。

- (1) 防災拠点として耐震上、防火上安全な建築構造であり、かつ消防活動における初動体制を確立できる機能
- (2) 24時間勤務体制としての職員の業務とプライバシーの両面に配慮した機能
- (3) 各種災害等に対応するための訓練及び体力錬成を十分に行うことができる機能

3 規模と構造

- (1) 規模は2階建て延べ床面積530㎡程度とします。
- (2) 構造は鉄筋コンクリート造を標準とします。
- (3) 敷地面積は1600㎡程度とします。

4 施設整備の考え方

- (1) あらゆる災害に対応できる機能・安全性を持ち、大規模災害においても自立して業務継続が可能な庁舎とします。
- (2) 大地震動に対する耐震安全性については、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準に準拠し、右表(図-6)のとおりとします。
- (3) 津波浸水想定区域外かつ土砂災害警戒区域外での整備を行うものとします。
- (4) 会議、研修及び訓練を行う多目的室を整備し、災害発生時は、下津町地域の活動拠点として活用するものとします。
- (5) 大規模災害時でも安定して給油が可能な自家給油施設を整備し、ガソリンと軽油の2種類の燃料を確保するものとします。

- (6) 非常時、外部からの供給なしで少なくとも72時間は稼働が可能な非常用電源を確保するものとします。
- (7) 下津町地域の備蓄拠点としての集中備蓄倉庫を整備し、水や食料等を確保するものとします。
- (8) 地球温暖化対策に向けた取組の一環で、再生可能エネルギーとして太陽光発電設備を設置します。

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図れるものとする。(重要度係数は1.5)
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、または危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
建築設備	甲種	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。

(図-6：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準より抜粋)

5 構成施設概要

施設には、それぞれの区分ごとに次の諸室を計画するものとします。

(1) 庁舎棟

区分	諸室等
庁舎	事務室、事務用物品室、来庁者対応スペース、食事スペース、給湯室、トイレ、印刷スペース、大容量書庫、洗濯乾燥室、出勤準備室、多目的室、椅子等資機材室、倉庫、厨房、食堂、休養スペース、体力錬成室、浴室(男女)、脱衣室(男女)、仮眠・更衣室(個別)、リネン室、洗面所
共有部	風除室、廊下・階段等、その他共有部分
車庫	車両駐車スペース、車両用資機材倉庫、救急消毒室、救急資機材保管室、油庫、ボンベ充填・保管室

(2) 付帯施設

区分	諸室等
施設	防火水槽、消火栓・給水用水栓、自家給油施設、非常用電源設備、消防訓練施設、訓練・作業スペース
倉庫	資機材倉庫、水防倉庫、集中備蓄倉庫
その他	来庁者用駐車場(身体障害者用含む)、駐輪場、出勤表示板、懸垂幕装置、ホースリフター

第4章 移転対象地域

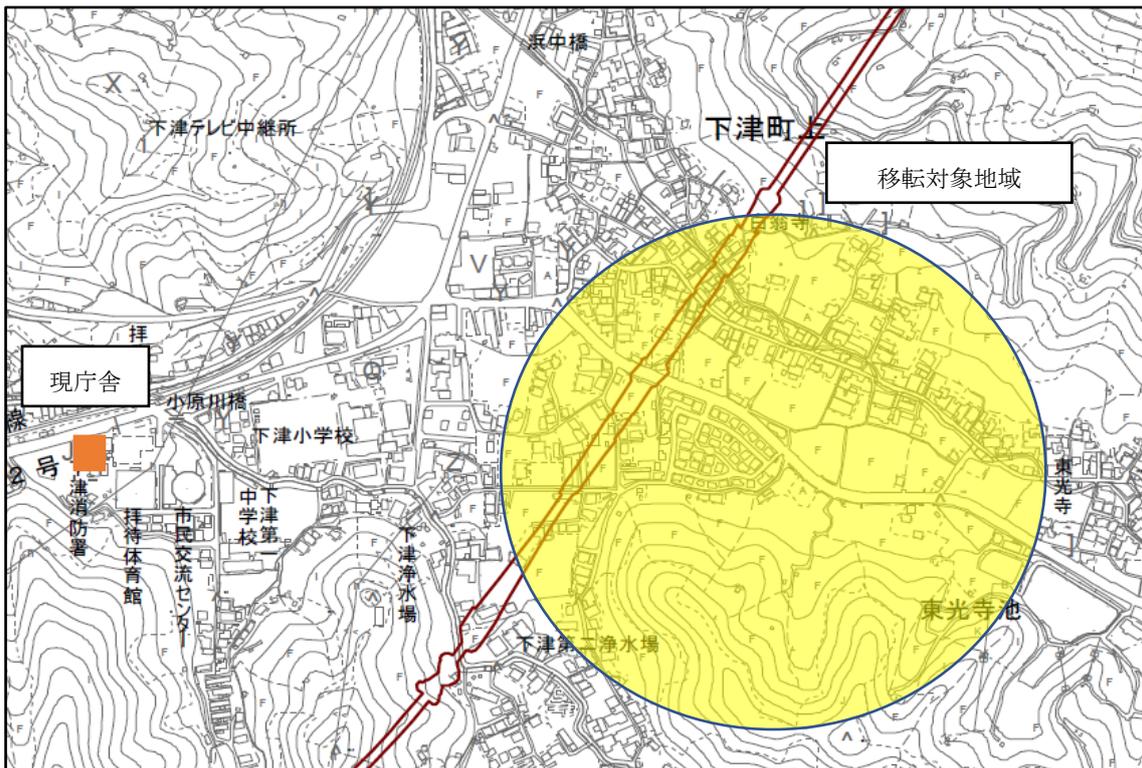
1 移転対象地域の選定

移転対象地域については、現在の下津消防署の管轄区域を維持することができ、洪水浸水リスクに関し、浸水深が浅く嵩上げや止水対策等によりリスク回避ができることを前提に、下記の抽出条件により選定することとします。

	抽出条件	理由
1	津波浸水想定区域外かつ土砂災害警戒区域外であること	下津消防署の管轄区域における消防力を維持するため
2	幹線道路の沿線であること	緊急車両の迅速かつ安全な出動を確保するため
3	住宅が密接することなく、十分な敷地面積を確保しやすい地域であること	騒音問題の回避、庁舎配置計画の自由度が高い敷地を確保するため

2 移転対象地域の範囲

抽出条件により検討した結果、移転対象地域は下記のとおりとします。(図-7)



(図-7)

第5章 事業計画

1 概算事業費及び財源

概算事業費及び財源は、次のとおりとします。ただし、基本設計等、具体的な整備内容を検討する中で変動する場合があります。

総事業費	615 百万円	
財源	市債	548 百万円
	一般財源	67 百万円

2 想定スケジュール

事業スケジュールは、次のとおりとします。

令和10年12月に工事を完了し、2箇月間の移転準備期間を経て、令和11年3月から新下津消防署での業務を開始します。(図-8)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
基本計画策定	→				
用地取得		→			
造成設計		→			
基本・実施設計			→		
造成工事			→		
建築工事				→	
開始準備					→

(図-8)